

## 放送を巡る諸課題に関する検討会（第12回）議事要旨

### 1. 日時

平成28年11月11日（金）15時30分～16時30分

### 2. 場所

総務省8階第1特別会議室

### 3. 出席者

#### (1) 構成員

多賀谷座長、岩浪構成員、大谷構成員、奥構成員、北構成員、小塚構成員  
近藤構成員、宍戸構成員、瀬尾構成員、竹ヶ原構成員、長田構成員、三尾構成員、  
三友構成員、三膳構成員

#### (2) オブザーバ

（一社）日本ケーブルテレビ連盟、日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

#### (3) 総務省

高市総務大臣、あかま総務副大臣、金子大臣政務官、福岡総務審議官、  
南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、  
鈴木同局放送政策課長、久恒同局放送技術課長、藤田同局地上放送課長、  
玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、  
藤波同局放送政策課企画官

### 4. 議事要旨

#### (1) 第一次取りまとめ後の検討状況について 【資料12-1、12-2、12-3】

「視聴環境分科会」、「地域における情報流通の確保等に関する分科会」、「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」の概要と検討の状況について、それぞれの事務局より説明を行った。

#### (2) 諸外国の動向等について 【資料12-4】

諸外国の動画配信サービスの動向や、放送事業者によるネット配信の取組、公共放送改革などについて、事務局より説明を行った。

#### (3) 意見交換

各構成員から、公共放送の業務、受信料制度、ガバナンスの改革について、以下の通り発言があった。

#### 【三膳構成員】

- ・NHKの業務については、ネット配信や見逃し配信だけでなく色々な取組、放送事業者な

らではの取組を業務に取り入れたらよいのではないか。

- ・受信料制度の考え方については、これまで端末ごとの徴収が前提となっていたが、受信料というのが、インフラに対するものなのか、番組に対するものなのか、もう一度意味を整理した上で、柔軟な料金体系とすべきではないか。

#### 【三友構成員】

- ・公共放送がある英・独の動向は良い先例であり、方向性は参考になる。
- ・視聴者の立場に立つことが重要だが、同時に視聴者の義務という点にも考慮する必要がある。義務が先に立つと抵抗もあるので、それに見合う十分な便益が消費者に形成されることが重要。コンテンツの内容及び質が変わらないなら、追加の課金の理由にはならないだろう。
- ・多様なオプションがある現在において、ネット配信による利便はどれくらいであるかを示すことが必要。

#### 【三尾構成員】

- ・過渡期にある現在、公共放送の役割はより大きくなっている。民間企業ができないことを行うのがNHKの役割であり、民間に先立って放送と通信を融合することによって、もっとも視聴者にとって有効な災害情報・地域情報の発信などのサービスを提供することがNHKに求められている。
- ・しかし、こうしたNHKの業務の有用性が十分に認識されているとはいえず、周知も重要である。
- ・経営委員会の議事録に加え、子会社などの連結決算なども現在は自主的に公開されており、透明性を高める努力はされているが国民まで届いていない。ガバナンス改革を分かりやすい形で示し、国民の理解を深めることが重要。

#### 【長田構成員】

- ・常時同時配信については、認めても良いが、ネット環境への負荷やコストの問題がある。コストの問題や帯域の圧迫がどうなるかはしっかり情報提供を行っていただき、可視化させてほしい。また、配信は対価を請求すべきだと考える。

#### 【竹ヶ原構成員】

- ・メディア接触時間は、スマホなどモバイルが増えており、コンテンツは届くことが重要であることからも常時同時配信は認めるべき。
- ・受信料は長く枠組みが変わっていない制度だが、放送を巡る環境変化を踏まえなければならないのではないか。
- ・NHKが常時同時配信を行うようになり、競争環境が変化することで、長期的に民放の収益等への影響が生じるようならば、それを踏まえた制度設計とする必要があるのではないか。

#### 【瀬尾構成員】

- ・新しい時代の公共放送とは何かを理解していただいた上で、メディアとして信頼が最大の価値であることを認識する必要がある。日本では、ポータルサイトがよく見られているが、

英国ではニュースと言えばネットでもB B Cが支持されている。N H Kも、現在、国内外で得ている信頼を活用して、ネットの世界でも信頼ある情報を流す役割を担っていくべき。

- ・ローカル局の経営が厳しい中、N H Kの受信料制度の仕組みを開放し、課金のプラットフォームとしてコンテンツ事業者もそこで商売ができるようにしてはどうか。

#### 【宍戸構成員】

- ・N H Kについては、業務・受信料・ガバナンス改革を三位一体で行うということが出発点。
- ・ネット配信については公共放送の役割として認められるべきかを考え、その上で負担の在り方を考えるべき。財源について、ドイツ方式とか、通信端末を持っているだけで課金することも言われるが、N H Kの番組を視聴しうる環境を自らの意思で作った人が公共放送を支えるという在り方を変えることは、現時点では国民の理解を得られないのではないか。この場では現実的に取り得る選択肢の中で議論を進めていくべき。
- ・N H Kのネット配信について現在認められている一部同時配信でよいという声もあるが、常時同時配信を認めないのは放送通信連携の本丸を認めないこと。常時同時配信を認めるとした上で、必須業務、任意業務のいずれにするか、公平な負担の在り方等を考えるべき。

#### 【近藤構成員】

- ・英国やドイツの公共放送を支える制度に感銘を受けた。米国大統領選で、放送しきれない膨大な情報をB B Cサイトから得た。B B Cの持つ圧倒的な情報力・影響力を実感した。課金プラットフォームの枠組みについて、ご意見があつたが、意欲のあるローカル放送局が自由にプラットフォームにコンテンツを提供でき、アプリで課金する、グローバルに広告収入を得るなどの進化があれば、地域メディアのビジネスモデルも一変するのではないか。
- ・N H Kの経営体制については、経営委員会をサポートするような体制を検討してはどうか。ビジネスモデルについて幅広い立場から助言していただき、専門性の高い経営委員会の機能を強化することが必要ではないか。

#### 【小塚構成員】

- ・ガバナンスについては、一般企業であれば株主のためと認識されているが、公共放送の場合は「国民・視聴者」のためとされている。これは、現在のみならず将来の国民を含めた日本国民全体のものであると同時に、観光客など国民以外も含めた視聴者のためのものであるということ。一般企業のガバナンスとの違いはここであり、現在の株主のための収益を考慮することと同じではないが、他方で、コンプライアンスや利益相反の規律については共通する。どこにフォーカスするかが重要である。

#### 【北構成員】

- ・広くあまねくタイムリーな情報を届けるのが公共放送である。どこにいても、有事であっても、あまねく届けることが重要であり、放送と通信のネットワークの両方を活用することにより、より強いネットワークとすることが重要。
- ・有事のN H Kの役割については、国民の納得感はあるだろうが、平時にも納得していただくために番組の質を上げることが必要。公共放送の番組として本当に何が必要なのか、内容を精査するべき。

- ・現在の受信料制度についても、諸外国の例などを参考にしながら見直すべきである。

#### 【奥構成員】

- ・諸外国でのネット配信事例の潮流と比較すると端的に日本は遅れを取っていると言わざるを得ない。
- ・N H Kの同時送信は基幹業務として取り組んでいただきたい。その際、地域情報の観点から全国一律ではなく、各電波エリアごとにマッチした配信サービスに取り組んでいく必要がある。地区別となるとサーバー等のコストの問題が大きいが、民放の地方局が取り組んでいく上でもN H Kには是非インフラを支える大きなビジョンを示して進めていただく必要がある。
- ・更に権利処理の問題についても道筋をつけてほしい。
- ・紹介のあったドイツの例では地上波の直接受信は1割台との記載があるがこれに対し、日本は直接受信が中心。今後、地上波インフラをどうするのか日本ならではの議論が必要。

#### 【大谷構成員】

- ・N H Kの常時同時配信は、視聴環境の変化などを踏まえれば制約する理由はもはやない。
- ・常時同時配信の財源については、諸外国の例も参考にはなるが、国ごとにメディアとの関係や歴史的背景は異なるので、そのまま取り入れることはできない。広く薄く負担していくだけモデルを変えるべきではないのではないか。
- ・常時同時配信を行う場合、無制約に青天井で認めるべきではなく、負担の公平性などの観点から実施基準に枠をはめて、計画的・効率的に行うべきであるが、現状の枠は小さすぎる印象。
- ・以上を踏まえると、認証による課金モデルが望ましいのではないか。

#### 【岩浪構成員】

- ・今回の資料12-4「諸外国の動向等」のP.3にあるように、英国では「iPlayer」を、B B Cの本来業務とした政策判断が極めて重要だったと思う。かつて総務省でこのB B C「iPlayer」とそれにITV、Channel4など民放を加えた「Project Kangaroo」を紹介したことがあるが、当時は2006年にYoutubeがブレイクし、またアップルが、米国のテレビ番組の翌日配信を英国で行おうとしていた等の背景があり、これは英国全体の国策として推進されたのではないかと感じた。
- ・P.3右上にもあるように、現在結果としてiPlayerがNetflixやAmazon Videoを大きく上回るユーザー支持を得ているのを見ると、英国のこの政策は大成功だったと言えるのではないか。
- ・当時からだいぶ時間は経ってしまったが、日本も国策として取り組むような判断が必要だと思う。

#### (4) その他

構成員の意見を踏まえ、新美座長代理が、公共放送の在り方に関する議論のたたき台となるペーパーを作成することとなった。

(以上)